

ここの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 改正案（新）	ここの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 （旧）
<p>第1条～第6条 略</p> <p>（補助金の交付の申込み）</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする建築主（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式によるここの木の住まいづくり助成事業実施申込書（以下「申込書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、分譲住宅にあっては、住宅を建築し、又は販売する者が申込みをすることができるものとする。</p> <p>なお、新築又は増築の申込みであって、建築基準法第6条第1項による確認（以下「建築確認」という。）が必要な場合は同条第4項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付後に、建築確認が不要な場合は同法第15条の規定による建築工事の届出後に提出しなければならない。</p> <p>第7条第2項～第17条 略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 略</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和4年3月24日から施行する。</p> <p>ただし、この要綱の施行日までに本要綱第7条第2項の規定により申込書が受理された補助金の交付は、補助金の額について従前の要綱の規定を適用できるものとする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年3月23日から施行する。</u></p> <p><u>ただし、この要綱の施行日までに従前の要綱第7条第2項の規定により申込書が受理された補助金の交付は、補助金の額について従前の要綱の規定を適用できるものとする。</u></p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>（補助金の交付の申込み）</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする建築主（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式によるここの木の住まいづくり助成事業実施申込書（以下「申込書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、分譲住宅にあっては、住宅を建築し、又は販売する者が申込みをすることができるものとする。</p> <p>なお、新築又は増築の申込みであって、建築基準法第6条第1項による確認（以下「建築確認」という。）が必要な場合は、同法第6条第4項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付後に、建築確認が不要な場合は、同法第15条の規定による建築工事の届出後に提出しなければならない。</p> <p>第7条第2項～第17条 略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 略</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和4年3月24日から施行する。</p> <p>ただし、この要綱の施行日までに本要綱第7条第2項の規定により申込書が受理された補助金の交付は、補助金の額について従前の要綱の規定を適用できるものとする。</p>

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 改正案（新）

別記

第1号様式（第7条関係）

こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申込書を提出します。

高知県知事 様

申込年月日		年 月 日	
申込者 (建築主)	住所	※現在お住まいの住所を記載してください。	
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
電話番号	※昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。		
申込住宅	建築場所		
	引渡し予定日	年 月 日	
住宅区分	<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 分譲住宅	申込区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築・増築 <input type="checkbox"/> 増築・リフォーム <input type="checkbox"/> リフォーム
代理者	事務所名 (行政書士)	※代理者は、手続きの代理を委任する場合に記載してください。担当者名も記載してください。	
	電話番号		

※代理者による手続きの場合にあつては、申込前に委任状を作成してください。

項目	使用数量 (小数点以下切捨て)	補助金額
① 県内産JAS製品	m <sup>3</sup> ×20,000円/m <sup>3</sup> →	円
② その他(①以外)	m <sup>3</sup> × 円/m <sup>3</sup> →	円
③ 内装化粧仕上材	m <sup>2</sup> ×2,000円/m <sup>2</sup> →	円
④ 長期優良住宅加算	有の場合は、10万円→	円
⑤ 子育て支援加算	有の場合は、③と同額→	円
⑥ 申込金額 ①+②+③+④+⑤合計金額(上限80万円)		円

※申込情報を代理者及び事前審査委託業者へ提供します。

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 (旧)

別記

第1号様式（第7条関係）

こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申込書を提出します。

高知県知事 様

申込年月日		年 月 日	
申込者 (建築主)	住所	※現在お住まいの住所を記載してください。	
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
電話番号	※昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。		
申込住宅	建築場所		
	引渡し予定日	年 月 日	
代理者	事務所名 (行政書士)	※代理者は、手続きの代理を委任する場合に記載してください。	
	電話番号		

※代理者による手続きの場合にあつては、申込前に委任状を作成してください。

項目	使用数量 (小数点以下切捨て)	補助金額
① 県内産JAS製品	m <sup>3</sup> ×20,000円/m <sup>3</sup> →	円
② その他(①以外)	m <sup>3</sup> × 円/m <sup>3</sup> →	円
③ 内装化粧仕上材	m <sup>2</sup> ×2,000円/m <sup>2</sup> →	円
④ 長期優良住宅加算	有の場合は、10万円→	円
⑤ 子育て支援加算	有の場合は、③と同額→	円
⑥ 申込金額 ①+②+③+④+⑤合計金額(上限80万円)		円

※申込情報を代理者及び事前審査委託業者へ提供します。

ここの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 改正案（新）

第4号様式（第9条関係）

ここの木の住まいづくり助成事業申請書

ここの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請書を提出します。  
高知県知事 濱田 省司 様

		整理番号	
申請年月日		年 月 日	
申請者 (建築主) 住民票の住所	住所	※現在お住まいの住所を記載してください。	
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	電話番号	※昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。	
申請住宅	建築場所	※住居表示 住民票の住所を記載してください。	
	申請区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築・増築 <input type="checkbox"/> 増築・リフォーム <input type="checkbox"/> リフォーム	
申請住宅の引渡し日又はリフォーム完了日		年 月 日	
代理人	事務所名 (行政書士)	※代理人は、手続きの代理を委任する場合に記載してください。担当者名も記載してください。	
	電話番号		

項目	使用数量 (小数点以下切捨て)	補助金額
① 県内産JAS製品	m <sup>3</sup> × 20,000 円/m <sup>3</sup> →	円
② その他(①以外)	m <sup>3</sup> × 円/m <sup>3</sup> →	円
③ 内装化粧仕上材	m <sup>2</sup> × 2,000 円/m <sup>2</sup> →	円
④ 長期優良住宅加算	有の場合は、10万円→	円
⑤ 子育て支援加算	有の場合は、③と同額→	円
⑥ 申請金額 ①+②+③+④+⑤合計金額(上限80万円)		円

他の事業との併用

併用の有無	事業名等

※市町村事業と併用する場合は、申請情報を市町村へ提供します。

ここの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 (旧)

第4号様式（第9条関係）

ここの木の住まいづくり助成事業申請書

ここの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請書を提出します。  
高知県知事 濱田 省司 様

		整理番号	
申請年月日		年 月 日	
申請者 (建築主) 住民票の住所	住所	※現在お住まいの住所を記載してください。	
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	電話番号	※昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。	
申請住宅	建築場所	※住居表示 住民票の住所を記載してください。	
申請住宅の引渡し日又はリフォーム完了日		年 月 日	
代理人	事務所名 (行政書士)	※代理人は、手続きの代理を委任する場合に記載してください。	
	電話番号		

項目	使用数量 (小数点以下切捨て)	補助金額
① 県内産JAS製品	m <sup>3</sup> × 20,000 円/m <sup>3</sup> →	円
② その他(①以外)	m <sup>3</sup> × 円/m <sup>3</sup> →	円
③ 内装化粧仕上材	m <sup>2</sup> × 2,000 円/m <sup>2</sup> →	円
④ 長期優良住宅加算	有の場合は、10万円→	円
⑤ 子育て支援加算	有の場合は、③と同額→	円
⑥ 申請金額 ①+②+③+④+⑤合計金額(上限80万円)		円

他の事業との併用

併用の有無	事業名等

※市町村事業と併用する場合は、申請情報を市町村へ提供します。